

大市自第323号
令和4年9月1日

学区自治連合会長 様

大津市自治協働課長

大津市ふれあいネット導入事業費補助金について（お知らせ）

平素は、本市の住民自治行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、このたび自治会等の活動の負担軽減や効率化を図り、多様な市民の方が自治会活動に参画しやすい環境づくりを促進し、地域コミュニティの充実や地域活動の活性化を図ることを目的として、「大津市ふれあいネット導入事業費補助金」を創設しました。

概要については以下のとおりとなりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 補助申請者

自治会、学区自治連合会、まちづくり協議会を対象とします。

2. 補助対象となる経費

下記(1)から(3)にかかる経費のうち、補助金の交付年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に支払われたもの。

- (1) 有料アプリケーション、ソフトウェアの導入にかかる費用（初期設定、操作研修など付帯する費用も含む）
- (2) 導入済みのシステムの機能強化・改修等にかかる費用
- (3) 上記で導入した有料のアプリケーションやソフトウェアにかかる利用料（補助金の交付年度内に支払いが行われたもの）

〈留意事項〉

□端末や機器の購入費、インターネット接続工事費やプロバイダ利用料は補助対象外となります。また、他の補助金で補助を受けているものは補助対象外となります。

3. 補助金額および補助率

1団体あたり補助対象経費×1/2（上限10万円）です。

ただし、申請件数が多数の場合、予算範囲内において調整のうえ決定いたします。

4. 申請受付期間

令和4年9月1日から令和4年11月30日まで

申請いただいた書類にもとづき、交付決定を12月中旬に行います。

令和5年度以降の申請受付期間については、確定次第お知らせします。

以上

【お問い合わせ先】

大津市自治協働課 担当：藤井・入口

電話：077-528-2730

E-mail：otsull30@city.otsu.lg.jp

【令和4年度 新規】 ふれあいネット導入事業費補助

事業内容	自治会等の活動の負担の軽減や効率化、多様な市民が地域活動に参画しやすい環境づくりの促進を図り、地域コミュニティの充実及び豊かで活力にあふれる地域活動を推進することを目的として、地域住民への情報提供等をインターネットを通じて行うためのソフトウェアの利用を導入する経費の一部を、予算の範囲内において補助する事業。
申請単位	自治会、学区自治連合会、まちづくり協議会
補助対象	補助金交付年度内に支払われた下記（1）から（3）に関する費用。 (1) 有料アプリケーション、ソフトウェアの導入にかかる費用（初期設定、操作研修など付帯する費用も含む） (2) 導入済みのシステムの機能強化・改修等にかかる費用 (3) 上記で導入した有料のアプリケーションやソフトウェアにかかる利用料（補助金の交付年度内に支払いが行われたもの）
補助金の算出基準 および 補助金額	補助対象経費×1/2（千円未満切捨） 1団体あたり上限10万円まで ※ただし、申請件数が多数の場合、予算範囲内において交付決定額を調整させていただく場合があります。
受付期間	令和4年度（初年度） 令和4年9月1日から令和4年11月30日までとします。
その他連絡事項等	補助金の交付は1団体あたり1回限り
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：528-2730